

**秋田県告示第228号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
平成28年3月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県道	旧	能代五城目線	南秋田郡五城目町内川黒土字千莉台1番27から9番5地先まで	6.00～12.00	0.103
	新	能代五城目線	〃	15.00～23.00	0.103

2 供用開始の期日 平成28年3月25日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田県秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成28年3月25日から同年4月8日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

**秋田県告示第229号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
平成28年3月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の主 類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
一般国道	旧	101号	男鹿市五里合琴川字浜台68番3から字銭神沢88番地先まで	11.00～33.00	0.102
	新	101号	〃	11.00～38.00	0.102

2 供用開始の期日 平成28年3月25日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田県秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成28年3月25日から同年4月8日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

**秋田県告示第230号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
平成28年3月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域及

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
-------	-----	-----	-----	-----------------	-----------------

県道	旧	古井内大久保停車場線	潟上市昭和豊川船橋字新屋敷49番1地先から字川原崎38番地先まで	5.30～11.00	0.115
	新	古井内大久保停車場線	〃	7.30～11.00	0.115

2 供用開始の期日 平成28年3月25日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田県秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成28年3月25日から同年4月8日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

### 秋田県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成28年3月25日

秋田県知事 佐竹敬久

#### 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県道	旧	秋田北野田線	秋田市下北手通沢字前田101番2から下北手宝川字繁昌田140番2地先まで	6.50～28.00	2.510
	新	秋田北野田線	〃	12.00～28.00	2.510

2 供用開始の期日 平成28年3月25日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田県秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成28年3月25日から同年4月8日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

### 秋田県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成28年3月25日

秋田県知事 佐竹敬久

#### 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県道	旧	秋田北野田線	秋田市河辺北野田高屋字神田101番1地先から181番1地先まで	8.00～15.00	0.323
	新	秋田北野田線	〃	9.00～16.00	0.323

- 2 供用開始の期日 平成28年3月25日
- 3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
  - (1) 場所 秋田県秋田地域振興局建設部用地課
  - (2) 期間 平成28年3月25日から同年4月8日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

### 秋田県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
平成28年3月25日

秋田県知事 佐竹敬久

#### 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県道	旧	本荘西仙北角館線	秋田市雄和碓田字古倉野134番から雄和萱ヶ沢字トンテン372番地先まで	7.50～30.50	0.392
	新	本荘西仙北角館線	秋田市雄和碓田字古倉野134番から雄和萱ヶ沢字トンテン372番まで	15.50～48.00	0.392

- 2 供用開始の期日 平成28年3月25日
- 3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
  - (1) 場所 秋田県秋田地域振興局建設部用地課
  - (2) 期間 平成28年3月25日から同年4月8日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）